

平成19年度 第2回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成19年7月31日(火)

午前10時～

場所：文京区役所庁議室

文京区企画政策部広報課

## 1 開会

### ○ 齋藤広報課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また皆様方には、このたび、文京区の情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の委員の委嘱につきまして、ご快諾いただき、誠にありがとうございます。今日は、まず任期初めの会合ということですので、後程、会長及び副会長の選出をお願い致しますが、それまでの間、私の方で司会を務めさせていただきます。広報課長の齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 委嘱状の交付

### ○ 齋藤広報課長

本日は委員の皆様、全員のご出席ということでございます。それでは、成澤区長から委嘱状をお渡しさせていただきます。

### 【 区長 委嘱状の交付 】

## 3 区長挨拶

### ○ 齋藤広報課長

それではここで、成澤区長から、ご挨拶を申し上げます。

### ○ 成澤区長

皆さん、おはようございます。4月27日より、第5代文京区長に就任しました、成澤でございます。よろしくお願いいたします。今回、情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の任期の変わり目にあたりまして、再任の方を含め、今委嘱をさせていただきました。皆さんもご存知のとおり、区長の諮問に応じて、個人情報保護制度等についてご意見をいただくのが、この審議会の基本的な役割でございます。そのほかにも、皆様の側から、個人情報保護及び情報公開の制度について、区側に意見を具申いただく、という権能も持っている審議会でございます。また、委員の皆さんには、守秘義務も課せられているという重要な審議会であると、認識しております。

私も就任当初より、透明性の確保・説明責任・区民参画・公平性の4つのポイントを区政運営の4原則と掲げまして区政を進めていきたいと、区民の皆様にもお約束させていただいていますが、その冒頭の透明性の確保そして説明責任については、この審議会の主要なテーマでも

あります。情報公開の制度をどうしっかりと区側が運営していくのか。制度がしっかりしていても、運営する側がその制度の趣旨に則った運営をしなければ、区民の皆様から、厳しいご批判をいただくということにもなりかねませんので、この審議会を通しまして、様々なご意見を区にもいただければ、と存じてございます。この任期中、先生方には、からさまざまな問題について、諮問を申し上げることとなりますが、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

#### 4 委員・職員の紹介

##### ○ 齋藤広報課長

次に、本日は今期初めての顔合わせですので、委員の皆様方並びに私ども事務局職員について、ご紹介させていただきたいと思っております。お手元に名簿を配らせていただいております。この名簿の記載順に紹介をさせていただきます。まず、日本大学教授の内山委員でございます。

##### ○ 内山委員

内山でございます。どうぞよろしくお願い致します。

##### ○ 齋藤広報課長

次に企業代表の木元委員です。

##### ○ 木元委員

どうぞ、よろしくお願い致します。

##### ○ 齋藤広報課長

次に公募委員の鈴木委員です。新任でございます。

##### ○ 鈴木委員

鈴木です。よろしくお願い致します。

##### ○ 齋藤広報課長

次に人権擁護委員の筒井委員です。

##### ○ 筒井委員

筒井でございます。よろしくお願い致します。

##### ○ 齋藤広報課長

次に公募委員の中山委員です。

##### ○ 中山委員

中山です。よろしくお願いします。

○ 齋藤広報課長

中山委員につきましては、引き続き、再任ということでございます。次に区議会代表として、区議会議長の橋本委員です。

○ 橋本委員

橋本です。よろしくお願いします。

○ 齋藤広報課長

橋本委員は新任でございます。次に労働組合代表の細山委員です。

○ 細山委員

細山でございます。よろしくお願い致します。

○ 齋藤広報課長

細山委員も今回が新任でございます。次に町会代表の諸岡委員でございます。

○ 諸岡委員

諸岡です。よろしくお願いします。

○ 齋藤広報課長

では、続きまして、事務局の方をご紹介させていただきたいと思います。まず、企画政策部長の青山でございます。

○ 青山企画政策部長

青山でございます。よろしくお願いします。

○ 齋藤広報課長

続きまして、今度は後ろ側になります。広報課の担当主査の野稻でございます。

○ 野稻主査

野稻です。よろしくお願いします。

○ 齋藤広報課長

同じく主事の杉岡です。

○ 杉岡主事

杉岡です。よろしくお願いします。

○ 齋藤広報課長

どうぞ、よろしくお願いします。それではここで、事務局を代表いたしまして、青山企画政策部長から一言ご挨拶をお願いします。

## ○ 青山企画政策部長

先ほど、区長から挨拶がございましたけど、この運営審議会は、非常に重要な審議会でございます。と申しますのは、情報公開と個人情報保護というのは、言葉で言うと、非常に単純な言葉なのでございますが、これが実際の実務なり、あるいは実際の区民生活に反映されたときに、実に複雑な色々な問題が出てまいります。

例えば中越地震では、高齢者の方がお亡くなりになりましたが、こういった災害弱者に対する情報を行政側が把握し、提供していれば助かったのではないかとといった指摘もあります。これは、私どもも数年来の課題として取り組んできているわけですが、なかなか難しい問題です。というのも情報公開と個人情報保護のせめぎ合いの中で、何をするか、できるかということになってきます。現実には、民生委員さんとかが、自分の守秘義務の範囲で情報をストックしていただいて、民生委員という活動の中でそれをおやりになられています。しかし守秘義務の壁があるものですから、それを外に出すことができません。行政の側も情報を町会や地域に自由に外に出すことができません。そういう意味で、人命にかかわる問題ですら、個人情報保護のつりあいの中でしか動けないわけです。しかしそれでいいのか、というのが最近の動きであります。国はこの問題について、個人情報保護をある程度犠牲にしても、かまわないという考え方を出しています。文京区を含めた各自治体が、この問題で具体的に動こうとしていますけれども、やはり高齢者・障害者の方に対して、個人情報との兼ね合いを配慮しながら、しかし生命を守るために、何ができるか、ということで具体的な準備を始めているところです。こういったケースを含めて審議会に色々ご相談をお願いすることになるかと思えます。情報公開・個人情報保護ということで、具体的には非常に厳しいせめぎ合いの中で運営される、ということで、この審議会の役割は重要なものになるかと思えます。これから具体的な案件を含めて、色々ご相談することになるかと思えますので、委員の方にはよろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

## 5 会長・副会長選任

### ○ 齋藤広報課長

続きまして、正副会長の選出でございますが、当審議会では、文京区情報公開制度及び個人情報制度保護運営審議会条例第5条におきまして、正副会長を選出することになっております。まず会長でございますが、いかがいたしましょうか。

(「一任します」との声あり)

前任の内山先生が会長ということで、皆さんの方が、それでいいということであれば、それで決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

では会長には内山先生をお迎えしたいと思います。続きまして副会長でございますが、副会長はいかがいたしましょう。

○ 内山会長

事務局からご発言していただけますか。

○ 齋藤広報課長

人権擁護委員からご推薦いただいている筒井委員を、事務局としてはご提案させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

よろしいようでしたら、それで決定させていただきたいと思います。それでは、会長・副会長、それぞれの席の方にお移りいただけますでしょうか。

それでは、さっそくでございますが、内山会長の方から、ご挨拶の方をお願いできますでしょうか。

○ 内山会長

改めて、ご挨拶申し上げます。内山でございます。先ほど区長からもお話がありましたとおり、情報公開とは民主主義の根幹で、主権者が行政の運営が適切であるかどうかを判断するために、まず行政が持っている情報、行政がどのように運営されているかということを知るのが最も大事なことだと思います。そういう意味では、わが国の民主主義社会の根幹をなす制度だと思います。また個人情報ということも、情報が不当に利用されたり、漏洩されるということによって、人権が侵害されたりという意味では、これもまた民主社会の基本というべき制度だと思っております。おそらく審議する内容としては、もっと地味なものになるかとは思いますが、基本的にそういう、わが国の社会が適切・円滑に運営できるかという非常に重要な制度ではないかと思っております。委員の皆様方と協力いただきながら、この制度が文京区において適切に運営されることを図るための審議会ということで、会を運営してまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○ 齋藤広報課長

どうもありがとうございました。続きまして、筒井副会長の方から一言申し上げます。

○ 筒井副会長

大変重責を感じております。及ばずながら、会長を補佐致しまして、努めさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。

○ 齋藤広報課長

どうもありがとうございました。なお、区長につきましては、次の予定がございますので、ここで退席させていただきたいと思っております。なお今後の進行につきましては、内山会長にお願いいたします。

○ 内山会長

それでは、さっそく審議会の運営をさせていただきたいと思っておりますが、お手元の次第ですと、情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について、新任委員さんもおられるということで、ここで再度、事務局からこの制度についての概要をご説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 齋藤広報課長

それでは、文京区の情報公開制度及び個人情報保護制度につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。あらかじめご送付いたしました資料があります。資料は全部で4点ございまして、まず1点目が「情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会について」という資料が一つでございます。中身をみていただければと思います。よろしいでしょうか。それから2番目が文京区の情報公開制度という内容の資料が4ページものですがございます。3番目に文京区の個人情報保護制度という内容の資料が8ページものですがございます。そして最後に昨年度の情報公開及び個人情報の開示件数をまとめたものが、一表の資料でございますが、表面が情報公開、裏面が個人情報保護制度ということ、こういった資料がございます。お時間の関係もございまして、それぞれの概要をそれではご説明させていただければと思います。

まず最初に、1枚目の「情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会について」というものでございます。これにつきましては、1ページ目には審議会の役割と、審議会の組織運営、審議会の守秘義務について、条例に基づく内容でございますが、記載しておりますのでご覧になってください。開いていただきますと、最近の答申例ということで、これが過去4年間の諮問事項でございます。内容でございますけれども、個人情報保護条例に基づきまして、個人情報の目的外の利用とか、外部提供を行う際に、審議会の皆さんの意見をお聞きするために、諮問することが多いと思っております。一般的な類型的なものは、条例施行のときに、あらかじめ審議会のご意見をお伺い致しまして、一括承認事項して答申を受けて降ります。通常の業務につきましては、概ねこの一括承認事項に該当することが多いことから、この一括承認事項に基づい

て実施しております。なお、こうした取扱いの例外的なものにつきましては、年度末に一括してご報告させていただいております。1枚目の資料につきましては以上です。

続きまして、2枚目の資料でございます。文京区の情報公開制度について、ということで条例を含めまして記載をしております。簡単に申し上げますと、特徴としては、誰でも公開請求できる、即日公開が原則、手数料が無料、手続き窓口を2階の行政情報センターに1本化している、ということが挙げられます。今は、誰でも、手数料無料というのが一般化していますが、他区では、請求者を区内在住在勤に限定したり、手数料を徴収している区もございます。また即日公開は、文京区独自の制度で、利用者から評価をいただいています。情報公開につきましては、情報公開・個人情報保護審査会というのが、審査会条例に基づいて、制度に対する救済機関としてございます。直接審査会に救済申出ができるという点が、文京区独自の制度でございます。その救済申出につきましては、昨年度から件数が増えておりまして、17年度8件、18年度5件となっております。

続きまして、3番目の資料に移らせていただきます。3番目の資料は、文京区の個人情報保護制度についてまとめた資料でございます。文京区が平成5年にこの条例を施行いたしまして、平成17年に、個人情報保護法の施行に合わせまして、罰則等の規定を整備しております。なお18年の4月から、文京区では、いくつかの施設について、指定管理者制度を導入しておりまして、その指定管理者につきましては、条例の準用ないし直接適用をすることにより、個人情報保護条例を被せているものでございます。後ほどお読みいただければと思います。

続きまして、最後になります。資料4番でございます。18年度の情報公開の件数でございます。合計欄ですけれども、請求件数が495件となっております。この495件の請求に対して、全部公開が223件、一部公開が206件、非公開が66件、ということで数字が出てございます。ここの495件は、昨年度相当例年に比べると伸びておりまして、ここ数年の情報公開件数をご紹介させていただきますと、平成15年度149件、平成16年度157件、平成17年度275件、平成18年度495件ということで、17年から18年には約2倍に増えています。文京区の情報公開請求が近隣の区に比べて比較的多いという実態がございます。理由はいくつかございますが、昨年度、一昨年度は、区民の方々が関心を持たれる政策課題がいくつかあったということで、それに関する情報公開請求があったというふうには受け止めております。しかしながら、先ほど特徴で申し上げました、即日公開や手数料無料等により、情報公開制度が利用しやすいということにつながっているのではないかなど、思っております。

続きまして、裏面を見ていただきたいのですが、裏面の方は、同じ18年度の、個人情報の



開示請求でございます。個人情報の請求件数としては、68件でございます。この個人情報の開示につきましては、先ほどの情報公開請求と異なりまして、基本的な数字はほとんど変動してございません。参考までに15年度までの件数を申し上げます。15年度40件、16年度61件、17年度77件、18年度68件ということで、毎年60件から70件程度の個人情報の開示請求がある状況でございます。大変雑駁な説明でございましたけど、以上で説明を終わらせていただきたいと思っております。

#### ○ 内山会長

ありがとうございました。本日のこの審議会は、区長からの諮問事項があるというわけではありませんので、審議会の次第ということで、事務局の方が用意した議題となりますと、これで全てということになります。区長からも一番最初にお話がありましたとおり、この審議会に対して区長から諮問がある以外にも、区長に対して建議を行うということもございます。制度その他に対して、ご質問がある場合は、この際お答えできる範囲でお答えいただければと思いますが、何かございますか。

それでは、会の期日外でも結構ですので、ご不明な点があれば事務局にお問い合わせいただければと思います。これでこの会を閉じることになるんですけども、今後当面諮問にあがるような事案があるかどうか伺います。

#### ○ 齋藤広報課長

当面そういった事案はございません。

#### ○ 内山会長

それでは、審議すべき事項、諮問等があった場合は、別途開催させていただきますし、その日取りはそれぞれご予定をいただいて、ご出席いただくということになると思います。

#### ○ 中山委員

ちょっといいですか。前にも申し上げたのですが、文京区のホームページから情報公開制度まで辿るのが結構大変でした。情報公開制度というのは、ホームページで見たとき、ある意味顔だと思いますので、情報公開制度の紹介は、トップページから辿りやすくしていただければと思います。

#### ○ 内山会長

今ご説明いただいたようなことにしましても、文京区では独自の制度がありますよね。例えば、不服申立てについて、直接審査会に請求できるということは、他の条例と制定の仕様が随分違いますし、紹介していただく価値のあるものだと思います。直ちにできるかどうか分かり

ませんが、お考えいただいた方がよろしいかと思ます。

○ 齋藤広報課長

中山委員からご指摘がありました件ですが、私たちはどうしても日常業務で見ているので、気が付かない部分もあります。今の中山委員のように、区民から見たとき見づらいということがあるのであれば、再検討させていただければと思ます。

○ 内山会長

ただホームページは、区民にとって知りたいというものがすぐ出てこないといけませんので、需要と供給との関係ということもあると思ます。第一番目にあるということが常に適切ではないと思ます。

○ 中山委員

トップページに情報公開というキーワードがあつて、そこをクリックすれば飛べるようになっていけばいいのですが、検索サイトで検索しないと出てこないようになっていますので、それがちょっと不便ですね。

○ 齋藤広報課長

分かりました、ご意見ということで承りたいと思ます。今、中山委員からそういう話がありましたけど、それ以外にも意見がございましたら、随時事務局の方までご連絡をいただければと思ます。

○ 内山会長

民間企業でしたら、そういうアイデアはお金を出してでも収集するという努力しているわけですから、皆さんも委員の立場で建設的な意見を言っていただくと、文京区にとっても喜ばしいことだと思ますので、よろしくお願ひします。それでは今日の審議会は、予定の議事を全て終了したということで、閉会したいと思ます。本日はどうもご苦勞様でした。今後ともよろしくお願ひします。